

平成 30 年度 事業計画書

I 現状と課題

我が国の経済は、名目GDPは50兆円以上増加し、過去最高となった。内需主導の成長により、日本経済は、20年近く苦しんできたデフレから、脱却への道のりを確実に前進している。

しかしながら、一方では少子高齢化という国難とも呼ばれる危機に直面している。有効求人倍率も、全都道府県で1倍を超えている。多様な働き方を模索し、実現する1年となるであろう。

技能実習生の受入れについては、技能実習法が平成29年度に施行された。

新制度の主な変更点は、技能実習期間の延長(2年、3号)、雇用条件の改善、法律に基づく制度監理運用機関の新設、監理団体の許可制度、技能実習計画の認定制度であるが、当財団は平成29年11月1日に、一般監理事業を行う監理団体として許可された。2020年度までの時限的な措置とされていた、外国人建設就労者受入れ事業(建設分野の技能実習修了者を引き続き2年間在留させ、又は技能実習を終了し帰国した元実習生を再入国させ3年間在留させる)は2022年度までに期間が延長された。当財団も、特定監理団体として、建設就労者の積極的な受入れを行っている。

当財団では、このような種々の技能実習制度、及び建設就労制度に関する改正、変更、追加等に適切に対応した適正な技能実習生等の受入れを進めるとともに、人材交流等国際交流を進め、国際協力、国際貢献に資するよう積極的な活動を展開することとする。このため、本年度は、次に掲げる事業を推進する。

II 具体的事業計画

1. 国際交流等事業 (公益目的事業1)

(1) 調査研究

海外における労働事情や経済動向に関する情報収集のための調査研究を、在日大使館やJETRO等関係機関の協力を得ながら、ベトナム、中国、インドネシア、ミャンマー、カンボジア、タイ、フィリピン等で実施する。また、企業の海外進出や経済・人材交流等に関する要望について調査を行い、実態把握に努める。

(2) 新規職種等に係るセミナーの開催

中小企業をはじめとする国内企業の経済・人材交流を支援するため、調査研究結

果を踏まえ、在日大使館、地方自治体、JETRO、商工会議所、金融機関、協同組合等と連携の上、新規職種に係るセミナーを全国で開催する。最新情報をタイムリーに提供するため外部講師を積極的に活用する。

(3) 人材交流

- ① 海外進出企業や現地合弁企業における人材の交流事業として現地日本語学校や専門学校との連携を図り、人材育成交流事業を推進し、必要に応じ、海外進出企業及び海外進出を検討する企業への支援を行う。
- ② 海外人材交流を推進するため、必要に応じて関係機関と連携協定を結び、海外の人材を招聘するプログラムを実施する。
- ③ 海外諸国の青少年の育成及び親善交流事業を通じて海外諸国との交流を進める。在日大使館等と連携して、国際交流の懸け橋となる留学生や在日青少年との交流や青少年育成・親善事業に協力する。技能実習等人材交流のより良い発展に向けて、ベトナムで日越教育・人材育成交流会を関係機関と連携して開催するとともに、ベトナム国ハティン省などの学校に浄水設備を寄贈するなど、青少年の健康水準の向上に向けた支援を行う。また、他の国においても、青少年の育成及び親善交流事業を通じて海外諸国との交流を進める。

2. 技能実習生受入れ事業(公益目的事業2)

技能・技術の修得を目的とする技能実習生の受入れを積極的かつ適正に実施し、推進する。

具体的には、次のような施策を推進する。

(1) 監理、指導の強化

外国人技能実習機構、関係部署と連携し、関連法規、技能実習、移行職種の作業内容等の最新情報を的確に把握し、監理・指導の強化を図る。特定の職種とされている自動車整備・介護職種の監理については特に専門職員の経験を活かし、強化徹底する。

(2) 送出し国関連情報の収集

外国人技能実習機構や在日大使館等と連携を図り、修得技能等に関する送出し国の需要動向を調査し、帰国後の技能の活用が期待される職種に関する把握に努める。

各国の送出し機関の調査を実施するとともに、各国大使館等との連携の下、技能実習生の出身地や資質の変化等に関する情報収集に努める。

ベトナム、中国だけでなく、インドネシア、ミャンマー、カンボジア、フィリピン等につ

いても、今後、受入需要の拡大が見込まれることから情報収集に努める。

(3) 事前講習及び入国後講習の強化

制度改正の趣旨に沿った適切な事前講習の確保・実施に努めるとともに、研修センターの体制の充実を図り、入国後の講習を適正に実施し、日本語教育についても教授法の研鑽による、効果的な教育の実施に努める。また、事前講習の中間報告及び修了報告を通じた教育内容の把握とその改善を図る。

(4) 送出し機関との協力体制強化

送出し機関との協力・協調体制の維持・改善が技能実習生受入れ事業の推進に重要であることから、送出し機関と年数回の相互訪問を行い、送出し状況を確認するとともに、事前教育機関の教育体制を点検する。また、技能実習生の現状視察のため、定期的に訪日することを送出し機関へ求めるとともに、さまざまな機会を通じて制度に関する情報提供・情報共有も含めて意思の疎通に努める。

また、送出し機関の現状を精査して質の向上を図り、より良い送出し機関と提携し、良質な技能実習生の受入れを目指す。

送出し国で送出し機関との連絡会議を開催し、新制度の詳細な説明を行い、最新情報を共有し、新制度の適正運用に向けた協力・協調体制の強化を図る。必要に応じて、国内で送出し機関駐在員会議を開催する。

(5) 技能実習実施者に対する監査の強化

昨年度に引き続き、監査において、次の事項について重点的に取り組む。

- ① 労働基準法、労働安全衛生法、健康保険法、厚生年金保険法等の違反などがないよう指導を強化していく。特に、時間外労働時間の遵守、割増賃金の支払、定期健康診断の実施及び特別教育の実施について指導の強化を図る。
- ② 不正行為を未然に防ぐため、関係法令及び基本方針に従い、実習実施者と連携して、定期的な訪問指導や監査による技能実習生の技能実習、生活状況の把握に努める。
- ③ 技能実習計画に沿って確実に実習が行われていることを確認し、技能検定の確実な受検を促進し、優良な実習実施者と判断されるよう指導する。

(6) 技能実習中の技術や言語の修得状況及び技能実習修了者の帰国後就業状況等の調査

帰国後の円滑な修得技能等の活用に向けて、技能実習中の技術や言語の修得状況を定期的に調査して、技能実習効果の確認を図る。

また、技能実習修了者の帰国後の就業状況等については、送出し機関と連携し現

地における帰国後の就業状況に関する情報収集を行うことで修得技能等が円滑に活用されているか、実例及び効果を把握・検証する。送出し機関等と協力して、帰国後のフォローアップ体制の構築を進める。

(7) 技能実習生の日本語能力の向上

技能実習の円滑な実施には、日本語による意思の疎通が重要であることから、日本語能力の向上に向け、以下の取組みを行う。

- ① 外国人技能実習生に対する日本語通信教育の確実な実施を図るとともに、補助教材「つながるひろがる」を活用し、日本語教育の充実強化を図る。
- ② 技能実習実施者とも連携して、会話能力の向上に努め、必要に応じて、日本語の指導法、教材の紹介、使い方の指導を行う。
- ③ 日本語作文コンクールを独自に実施するとともに、多面的な日本語能力の習得を目指して、新たなチャレンジ制度について検討する。
- ④ 日本語能力試験合格者に対する報奨制度を実施する。
- ⑤ 特に高い日本語能力を必要とする介護職種の円滑な受入れに向けて、送出し機関と実習実施者の協力を得て、効果的な日本語特別教育プログラムを実施する。

(8) 適切な技能実習候補生の選抜等

送出し機関による適切な技能実習候補生の選抜を確保するため、ミスマッチ防止のため特に募集段階における適切な募集の重要性を同機関に強く認識させるものとし、事前教育における日本語教育の充実強化及び日本の法令等についての指導の更なる徹底を図る。

(9) 技能実習生の行方不明の防止

技能実習生の行方不明を防止するために、講習内容の充実、モラル教育の強化、及び日頃の訪問指導や監査等を通じ、技能実習及び生活状況の把握に努め、実習実施者及び送出し機関の理解と協力を得て、総合的な行方不明防止対策の実施に努める。また、行方不明防止母国語パンフレットの活用や、実習生が不安や悩みを感じた時に即座に対応できる母国語対応職員の態勢の強化を図り、行方不明者に関する情報追跡についても引き続き強化していく。

(10) 送出し国の多様化

海外における労働事情、企業の海外進出、経済動向等に関する調査研究を踏まえて、中国、モンゴル等の北東アジアから、東南アジア諸国までを考慮に入れ、信頼できる送出し機関との連携を通じ、送出し国の多様化を図る。

(11) 技能実習制度の普及の強化

技能実習制度の趣旨の徹底及びこれに係る活動等について、新技能実習制度への対応や、新たに追加が予定されている職種や、より高い日本語能力が求められる介護職種への技能実習生の受入れの積極的対応のため、次の5項目を推進し、企業等へ周知を図り、普及活動に注力する。

- ① 各関係機関(各都道府県及び市区町村、各企業団体、工業会、組合等)の協力も得て、企業等への文書配布、訪問及び定期的な連絡による組織的な普及活動を徹底する。特に、制度改正を視野に入れた計画的かつ組織的な普及活動を強化し、I.P.M.外国人技能実習メールニュースの内容を充実するとともに、ホームページ、パンフレット等の刷新を行う。また、各機関とリンクを張る等により、広報の頻度を高める。
- ② 技能実習制度について広範囲に周知を図るため、普及活動を強化し、役職員の普及活動能力の一層の改善・向上等に努め、事務所間の密接な連携を推進する。
- ③ 新規職種の拡大に積極的に対応するとともに、地域限定職種、企業独自の職種など移行職種の追加、複数職種実習に係る検討を行い、制度改正の趣旨に沿った運用が図れるよう積極的に取り組む。
- ④ 各地において技能実習生受入れについての説明会・セミナー等を開催し、技能実習制度の普及を推進するとともに、技能実習法に対する正しい理解を目的とした情報提供を行う。
- ⑤ 広報誌「I.P.M.ニュース」や各種パンフレットの発行等の広報活動を通じて、技能実習制度の普及を図る。

3. 共益事業

- (1) 建設分野において即戦力となる外国人材の活用を目的とする外国人建設就労者受入事業について、特定監理団体として、適正な監理に努め、協議会や国土交通省との連携の強化を図り、その適正な実施を積極的に推進する。
- (2) セミナー等で外国人建設就労者受入事業の普及を図るとともに、ホームページ、パンフレット等による普及を図る。

4. 管理部門

(1) 広報活動

- ① 広報誌「I.P.M.ニュース」を年4回発行し、技能実習制度に関する最新情報や実習実施者の優れた取組の紹介、日本語作文コンクール入賞者の紹介等財団と企業に双方向性のある情報、海外における労働事情、企業の海外進出、経済動

向、外国人の採用に関する情報等を提供する。

- ② 財団の刊行物、ビデオ等を活用し、広く一般に対して、「外国人若者との付き合い方」についての情報を提供する。

(2) 組織体制の強化

- ① 業務に必要となる優秀な人材の確保に努め、福利厚生の充実を図る。
- ② コンプライアンスや情報セキュリティなど、社会の信頼にこたえられる体制を強化し、ブランド力を高める。
- ③ 外国人建設就労者の無料職業紹介事業を適正に実施する。
- ④ 新技能実習制度に関する役職員研修を確実に実施するとともに、必要に応じてテーマ別の研修を実施する。
- ⑤ 技能実習生受入れや建設就労者受入れの監理業務の適正な実施に不可欠なコンプライアンス、労務管理、情報セキュリティ等に関する研修を継続的に実施し、業務の質の向上を図る。
- ⑥ 定款に沿った活動を行うため、規程類の整備を行うとともに、役職員教育を強化する。
- ⑦ 外部監査の確実な実施により、適正な法人活動を担保する。
- ⑧ ベトナムなど東南アジアにおける技能実習生受入に関する業務の質と効率の向上を図るため、ハノイに駐在事務所を開設する準備を進める。

(3) 財政基盤の健全化

恒久的活動の基とするため、財務基盤の健全化を図る。

(以上)